○農林水産省告示第二千八百五十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

第六十二号中「第三地割八十五番地一」を「第七地割三十四番地一」に改める。

第百六十八号中「東二本柳二十九番地三」を「中沢新田三十四番地一」に改める。

第二百十二号中「榎四十番地の七」を「前沢二千五百三十番の三十二」に改める。

第二百四十号中「西之表市西町六千九百七十四番地」を「熊毛郡中種子町野間五千二百八十一番地」に改める。

第二百六十八号中「宮之城屋地千五百六十五番地二」を「虎居七百四番地二」に改める。

第三百八十七号中「川向町一番十号」を「中央町十一番十四号」に改める。

第三百九十六号中「七軒字前二百十一番地一」を「東笠巻新田二百七十番地五」に改める。

第四百十八号中「千九百二十九番地五」を「千九百二十九番地三」に改める。

第四百四十五号の次に次の三号を加える。

四百四十六　福岡県広域森林組合　福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗四千九百二十三番地四　平成二十五年四月

四百四十七　公益社団法人中央畜産会　東京都千代田区外神田二丁目十六番二号　平成二十五年四月

四百四十八　秋田広域農業共済組合　秋田県秋田市中通三丁目四番五十号　平成二十五年六月

○農林水産省告示第二千八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町打保字打保谷五六五の二二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市徳次郎町字牛沢三二八三、三二九〇の一、三二九一の一、三二九三の一、三二九四の一、三二九五、三二九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字牛沢三二八三・三二九〇の一・三二九一の一・三二九三の一・三二九四の一・三二九五・三二九六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市草久字ヘラ三九九八の一、四〇〇の一、四〇〇一から四〇〇三まで、字下モヘラ四〇〇四から四〇〇九まで、四〇一〇の一、四〇一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヘラ四〇〇一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇字よしか沢丙六五の一、丙六六から丙六八まで、丙五五六、丙五五八から丙五六一まで、丙五六三の一、字ぬけま丙六九から丙七一まで、丙七三の一、丙七三の二、丙七四から丙七八まで、丙八〇から丙八二まで、丙八五から丙九〇まで、丙九三、丙九四、丙九五の一、丙九五の二、丙九六、丙九七の一、丙九八から丙一〇一まで、丙一〇四、丙一〇五の一、丙四六六の二、丙四七一、丙四七四、丙四七五の一、丙四七五の二、丙四七六の一、丙四七六の二、丙四七七から丙四七九まで、字上小倉丙七二、字岩土丙一八一の一、丙一八一の二、丙一八二、丙一八三、丙一八六から丙一八八まで、丙一八八の二、丙一八九、丙一九〇、丙一九〇の二、丙一九二の一、丙一九二の二、丙一九三の一、丙一九三の二、丙一九四から丙一九六まで、丙二四八、丙二四八の二、丙二四九から丙二五二まで、丙二七四、丙二八六、丙二九一、丙三〇五から丙三〇七まで、丙三一二から丙三二二まで、丙三五五、丙三五六の二、丙三六六、丙三七四、丙三七四の二、丙三七五の一、丙三七六、丙三七七、丙三八六、丙三九〇、丙三九一、丙三九二の一、丙三九三の一から丙三九三の六まで、丙三九三の八、丙三九四から丙三九八まで、丙三九九の一、丙三九九の二、丙四〇〇の一、丙四〇〇の二、丙四〇一から丙四〇七まで、丙四〇八の一、丙四〇八の二、丙四〇九から丙四一二まで、丙四二七、字やけ柱丙二四一、丙二四一の子、丙二四二の一、丙二四二の二、丙二四三、丙二四四、丙二四五の一、丙二四五の二、丙二四六の一、丙二四六の二、丙二五三、丙二五三の子、丙二五四から丙二五六まで、丙二五七の一、丙二五七の二、丙二五八、字小笹沢丙三七八から丙三八〇まで、丙三八七から丙三八九まで、字大沢丙四一三から丙四二一まで、丙四二一の子、丙四二二、丙四二三、丙四二四の一、丙四二四の二、丙四二四の子、丙四二五、丙四二六、丙四二八、丙四二九、丙四三三、丙四三七、丙四八〇、丙四八一の一、丙四八一の二、丙四八二から丙四八九まで、丙四九五、丙四九五の子、丙四九五の丑、丙五〇一の一、丙五〇一の二、丙五〇二から丙五〇六まで、丙五〇九、丙五一〇、丙五一〇の子、丙五一一から丙五一三まで、丙五一四の一、丙五一四の二、丙五一五の一、丙五一五の二、丙五一六の一、丙五一六の二、丙五一七の二、丙五一七の三、丙五一八の一、丙五一九、字たきの下丙四三八、丙四四五、丙四四七、丙四四八、丙四五〇の一、丙四五〇の二、丙四五一の一、丙四五一の二、字上原丙五三八の一、丙五四一から丙五四三まで、丙五四四の一、丙五四五、丙五四六の二、丙五四六の三、丙五四七から丙五五四まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）